

ハローワーク浦和の概要

平成27年10月

1 組織

職員27、短時間再任用2、非常勤職員58

(27.7.1現在)

○本所：2課3部門（職業相談部門、専門援助部門、求人部門、雇用保険課、庶務課）

○付属施設（7）

・ワークステーションさいたま（さいたま市ふるさとハローワーク）（H21.5.20設置）

・ジョブスポット浦和（H24.3.1設置）・ジョブスポット南（H26.7.1設置）

・ジョブスポット緑（H26.8.1設置）・ジョブスポット桜（H26.8.1設置）

・ジョブスポット中央（H27.8.1設置）

・ハローワーク浦和・就業支援サテライト

ハローワークコーナー、マザーズコーナー（H24.10.29設置）

新卒コーナー、ハローワークコーナー「わかもの支援窓口」（H25.5.27さいたま新都心から移設）

2 管轄区域

さいたま市のうち中央区、桜区、浦和区、南区、緑区

	人口	労働力人口	事業所数	従業者数
管内合計	622,858	306,610	18,199	215,110

* 人口は平成22年国勢調査、労働力人口は平成17年国勢調査

事業所・従業者数は「平成18年事業所・企業統計調査」総務省統計局資料による。

3 当所の特色

- ・県庁所在地を管轄しており、行政、教育、経済の中核的機関が集積されている。
- ・事務職、専門・技術職等のホワイトカラー系職種を希望する求職者が多い。
- ・都心のベットタウンとして人口が増加しており、都内を希望する求職者が多い。

4 就業紹介業務取扱状況（月平均）

年度 項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 8月
有効求人数	4,173	4,527	5,095	5,838	5,567	5,485	6,001
有効求職者数	9,065	8,998	9,356	8,950	8,906	8,408	7,974
有効求人倍率	0.46	0.50	0.54	0.65	0.63	0.65	0.75
就職者数	393	416	430	411	449	436	346

* 平成27年度については、平成27年8月末現在の数字である。（学卒を除く）

5 雇用保険業務取扱状況（年度末）

年度 項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 8月
適用事業所数	5,836	5,962	5,630	5,705	5,870	6,057	6,185
被保険者数	119,093	122,668	124,649	123,431	124,860	133,606	136,092
受給者実人員	3,394	2,885	2,637	2,466	2,239	2,084	2,167

* 各年度の3月末現在の状況である。【受給者実人員については、月平均値】

平成27年度については、平成27年8月末現在の数字である。

ハローワーク浦和

利用案内

1階 職業相談窓口

- ①総合受付
- ②③⑤職業相談
- ④職業訓練
- ⑥保険適用
- ⑦教育訓練給付申請・支給
- ⑧雇用保険給付
- ⑨雇用保険給付
- ⑩求人

- 初めてハローワークへ来所する方
- 仕事に関する相談・紹介の受付
- 求人検索パソコンを利用する方
- 障害のある方の職業相談・紹介
- 手話通訳の配置
(毎月第1木曜日 午後1～3時)
- 精神障害者雇用トータルサポートによるカウンセリング(要予約)

- 職業訓練・求職者支援訓練等を希望される方の相談・入校案内・願書の受付
- 外国人の方の職業相談・紹介
〔通訳の配置
英語ボレットガル語 スペイン語 毎週金曜日 午前10時～午後3時30分〕

予約相談

履歴書・職務経歴書の書き方や面接の練習などについて、担当制による予約相談を受け付けています。

ハローワークセミナー

雇用保険受給者の方を対象に、仕事の探し方から面接対策まで様々な内容のセミナーを開催しています。

- 開催日時等 火曜日 月3回程度
- 午前10時00分～11時00分
- 開催場所 ハローワーク浦和3階会議室

<ご利用時間>月～金：午前8時30分～午後5時15分(祝日・年末年始を除く)
土曜日：第2・4土曜日のみ午前10時00分～午後5時00分

浦和公共職業安定所 ハローワーク浦和
〒330-0061さいたま市浦和区常盤5-8-40 電話048-833-2461 FAX:048-829-2984

2階 雇用保険窓口

- ⑪助成金支給申請
- ⑫事業所雇用相談
- ⑬新規学卒者の職業相談

- 職業相談・紹介
- 予約制による早期再就職支援
- 雇用保険の離職票をお持ちの方の求職相談
- 事業所の雇用保険の加入
- 手帳・各種変更手続
- 従業員の資格取得・喪失等の手帳
- 雇用継続給付(高年齢・育児・介護)の手続
- 教育訓練給付金の支給要件照会・支給申請

- 就業の認定
- 基本手当の支給
- 再就職手当等の申請

- 高年齢者・障害者の雇用管理相談
- 従業員の募集(求人の)申込・相談
- 事業主に対する各種助成金についての相談・申請

3階 求人窓口

- ⑭助成金支給申請
- ⑮新規学卒者の職業相談
- ⑯新規学卒者の就業相談・紹介
- ⑰新規学卒者の就業支援セミナー

- 仕事と子育てが両立しやすい求人情報、保育施設情報等を提供します。また、お子様連れでも安心してご利用いただけます。お子様を見守るスタッフが常駐しています。
- 大学院・大学・短大・高専・専修学校などの学生や卒業後3年以内の既卒者に対し、職業相談・職業紹介、各種セミナー等を通じて継続的な就職支援を行います。
- 新規学卒者の就業相談・紹介
- 新規学卒者の就業支援セミナー

第4回雇用対策部会（10/29）の議論について（概要）

○日本商工会議所 福田産業政策第二部副部長の説明

- ・商工会議所はハローワーク特区や一体的実施の取組を評価しており、今後も取組みを前進させてほしい。
- ・一方で、ハローワークの地方移管に対しては、①失業保険給付の濫給に関する懸念、②都道府県の職員不足に起因するハローワーク職員の不足や専門知識の低下、③都道府県を跨ぐ広域の職業紹介機能の低下に伴う事業者と求職者のミスマッチの拡大等の課題がある。
- ・雇用保障は国が行う中で、ハローワークの効率を上げて更に連携を進めてほしい。求職者、求人企業にとってよりよいものとなってほしい。

○雇用対策部会構成員の意見交換

- ・埼玉県のハローワーク特区を視察したところ、ハローワークの職業紹介と県が行っている就職活動支援などのセミナーなどが一体的に行われており、求職者にとって有用なことが確認できた。
- ・一体的実施は、職業紹介と福祉施策や産業施策、また、若者・女性・中高年・障害者支援施策等との連携による取組が高い効果を生むことを示したものと考えられ、利用者にとって望ましい。
- ・一体的実施等の利用者目線での運用改善について、迅速性、積極性、柔軟性といった観点から、国において取り組んでいただきたい。
- ・全国知事会から指示権を背景に現場での調整が円滑に進んでいるとの意見があったが、指示権は伝家の宝刀であり、特区を全国的に広げることは慎重であるべきではないか。
- ・全国的な職業紹介のセーフティネットの在り方として、都道府県域を超えた広域的な労働移動への対応が必要であり、また、急激な景気の悪化など、緊急時の迅速かつ機動的な対応が担保されるべき。また、平常時に国が無料職業紹介を行っているからこそ、緊急時の対応も可能となる。
- ・利用者に一番近い経営者団体、労働者団体が共通の考えを持っていることにも留意する必要がある。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針（抜粋）

平成27年1月30日
閣議決定

4 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

【厚生労働省】

（1）職業安定法（昭22 法141）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭60 法88）

公共職業安定所（ハローワーク）が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。

- （i）国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組（一体的実施）、「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。
- （ii）以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。
- （iii）地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。
- （iv）ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。

（9）雇用保険法（昭49 法116）

雇用保険の適用、認定、給付等については、国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組（一体的実施）を行う施設における雇用保険関係業務の実施について、引き続き、地方公共団体の希望を踏まえ、利用者から十分なニーズが見込める場合には、積極的に取り組む。

ハローワークの事務・権限に関するこれまでの政府方針等について

経済財政改革の基本方針2007(H19.6.19閣議決定)において、「地方支分部局の抜本改革に向け、地方への移譲と合理化を地方分权改革推進委員会において検討する。」とされたことを受けた対応

地方分权改革第2次勧告 (H20.12.8地方分权改革推進本部決定)

出先機関改革に係る工程表 (H21.3.24地方分权改革推進本部決定)

- 地方公共団体が行う無料職業紹介事業を、国に準ずるものとして法律上位置づける。
- 同事業において必要となる国のシステム・端末を、地方の職員が利用できるようにする。

アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～

(H22.12.28閣議決定)

- 国が行う無料職業紹介と、地方が行う福祉等の相談業務等の一体的実施が可能となるよう、所要の措置を講ずる。
- 国は地方自治体からの特区制度等の提案にも誠実に対応。
- 具体的な制度は、国と地方自治体が協議して設計。
- 一体的な実施を3年程度行い、その過程においても成果と課題を十分検証し、地方自治体への権限移譲について検討。その際、ILO第88号条約との整合性等に留意。

【一体的実施】

- ハローワークの窓口と、地方公共団体の福祉相談等の窓口を同一施設内に併設し、これらの業務を一體的に実施。
- 平成23年度開始
33都道府県、116市町村まで拡大 (H27.9.1)

【ハローワーク特区】

- 厚労大臣と知事が結んだ協定に定められた業務の範囲内で、知事が労働局長に指示できる仕組み。
- 平成24年度から、埼玉県と佐賀県で実施

【求人情報のオンライン提供】

- 平成26年9月開始
43都道府県、176市町村で実施

●事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(H25.12.20閣議決定)

○平成26年の地方からの提案等に関する対応方針 (H27.1.30閣議決定)

- ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組について、地方公共団体が行う無料職業紹介事業が公的性格を持つことにより鑑み、その費用負担を極力抑えるとともに専門性向上のための支援を行いつつ、積極的に進める。
- 「一体的実施」、「ハローワーク特区」、ハローワークの求人情報の地方公共団体へのオンライン提供などを通じ、地方公共団体と一体となつた雇用対策を推進。
- ○ 以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整。
その際には、IL0第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に關わる議論等に留意する。
- ○ 地方公共団体が行う無料職業紹介事業を、国に準ずるものとして法律上位置づけるなどの措置を講ずる。
- ○ ハローワークの求職情報を平成27年度から地方公共団体に提供。

※●については、H25.12.20閣議決定の記載事項、○については、H27.1.30閣議決定の記載事項

経済財政改革の基本方針 2007（抜粋）

（平成 19 年 6 月 19 日
閣 議 決 定）

第3章 21世紀型行政財政システムの構築

8. 地方分権改革

戦後レジームから脱却するため、国が地方のやるべきことを考え、押し付けるという、今までの国と地方の関係を大胆に見直し、「地方が主役の国づくり」を目指す。あわせて、地方分権改革の総仕上げである道州制実現のための検討を加速する。

【改革のポイント】

3. 地方支分部局を大胆に合理化する抜本改革に向けた検討を行う。

【具体的手段】

（3）地方支分部局の抜本改革

地方支分部局の抜本改革に向け、「地方分権改革推進法」に沿った地方への移譲と合理化を「地方分権改革推進委員会」において検討する。

第2次勧告（抜粋）

平成20年12月8日
地方分権改革推進委員会

第2章 国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大

4 出先機関の改革の実現に向けて

（前略）なお、国の出先機関について、新組織に移行するまでの間においても、政府においては、厳格な定員管理によるスリム化など減量・効率化を徹底し、簡素で効率的な行政運営に努めていただきたい。その際には、当委員会の調査で明らかになったものも含め、国の出先機関から関連公益法人等の外郭団体への業務委託や支出などの見直しを徹底することが必要である。

また、今般の事務・権限の見直し後に国に残る業務についても、引き続き地方分権を推進していく観点から不断の見直しを行い、将来的にこれを地方に移譲する方向で検討していくことが必要である。（中略）

これらの改革により、別添試算のとおり、まず総人件費改革などでも定められた約7,700人の人員削減を行うとともに、直轄国道や一級河川の地方への移管、農林統計等の農政関係の事務の見直しを中心に1万人程度を出先機関から地方に移す。さらに将来的には、国のハローワークや公共事業関係の職員の地方への移管を行うことなどにより、出先機関職員のうち、合計3万5,000人程度の削減を目指すべきであると考える。（後略）

5 個別出先機関の事務・権限の見直しと組織の改革

（2）組織の改革

① 個別出先機関の組織の改革の方向

〔厚生労働省関係〕

都道府県労働局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、ブロック機関に集約し、地方厚生局と統合する。
- 労働基準監督署及びハローワーク（公共職業安定所）は、ブロック機関の下に置く。
※ 現下の厳しい経済・雇用情勢にかんがみ、国と地方自治体とが協働して地域における雇用対策を強力に推進する体制をただちに整えるべきである。このため、地方自治体が行う公共無料職業紹介事業を拡大し、地域の雇用対策が最大限の効果を発揮できるように改める。こうした地方自治体の役割の拡大に伴い、国の役割としての全国ネットワークの維持や雇用保険給付との不可分性にも留意しつつ、将来的には、国のハローワークの漸次縮小をはかるべきである。

第2次勧告 別紙2

(第2章5(1)関係)

個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表（抜粋）

厚生労働省 都道府県労働局			
本局等の内部組織	関係する下部機関	事務・権限	見直しの内容
職業安定部等	－	国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督（地方自治体が行う無料職業紹介事業の監督）	<u>地方自治体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づける。</u>
	公共職業安定所出張所	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業	<u>地方自治体が行う無料職業紹介事業については、民間とは明確に異なる公的性を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づける。</u> <u>また、同事業において必要となる国のシステム・端末を、地方の職員が利用できるようにする。</u>
	公共職業安定所出張所	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等	<u>雇用保険の適用・認定・給付等に係る業務のうち、雇用保険の受給資格決定に必要な書類の受付などの窓口業務については、地方自治体が自ら行う無料職業紹介の窓口においても実施できるよう</u> <u>にする。</u>

（※ 出先機関改革に係る工程表（平成21年3月24日地方分権改革推進本部決定）も同内容。）